

## 富山市都市交通協議会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、富山市都市交通協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく、**地域公共交通計画**の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整
- (2) 富山市の都市交通計画とそれに基づく事業の実施に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、条例別表に掲げる委員の定数の範囲で、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、会長1名を置く。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第5条 協議会は、原則として公開とする。

### (庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、富山市活力都市創造部交通政策課において処理する。

### (細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年2月22日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。（富山市都市交通協議会設置要綱の廃止）
- 9 富山市都市交通協議会設置要綱（平成19年11月12日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

	所 属	役 職	備考
会 長	富山市	副市長	
委 員	富山大学 都市デザイン学部	教授	
委 員	富山商工会議所	専務理事	
委 員	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室	室長	
委 員	富山地方鉄道株式会社	代表取締役社長	
委 員	あいの風とやま鉄道株式会社	代表取締役社長	
委 員	富山県タクシー協会	会長	
委 員	株式会社富山市民プラザ	常務取締役	
委 員	国土交通省 北陸地方整備局 都市・住宅整備課	課長	
委 員	国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局	支局長	
委 員	国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長	
委 員	富山県 交通政策局	次長	
委 員	富山県 土木部	次長	
委 員	富山県警察本部 交通部 交通規制課	課長	